

集落の夢をみんなで描こう 中山間地域等直接支払制度

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域の農業生産を維持し、農地が持つ多面的な機能を確保するために、平成12年度から全国で実施されています。

多久市でも多くの集落で協定を締結し、その交付金を活用しながら集落の活性化が図られています。

この中山間地域等直接支払制度が平成22年度から10年間延長されました。今までにこの制度に加入していない集落等で、新規加入等の要望や質問がありましたら、お問い合わせください。

■ 中山間地域等直接支払制度

傾斜地の田や畑などでは耕作放棄地の増加により農地の多面的な機能(水源のかん養・洪水の防止・景観の形成など)の低下が懸念されます。このような地域での自立継続的な農業生産の維持と機能の保全を目的として、協定を結んだ集落に交付金を支払う制度です。

平成21年度の集落協定実施状況

町名	集落協定数	協定参加者数	交付金(千円)	団地面積(ha)		
				田	畑	計
東多久	5	67	3,374	7	26	33
南多久	11	196	14,752	84	26	110
多久	3	41	1,918	22	0	22
西多久	16	270	21,969	130	44	174
北多久	8	159	11,982	83	35	118
計	43	733	53,995	326	131	457

■お問い合わせ 農林課 農政係 ☎75-4825

多久市小規模修繕工事 契約希望者登録(新規・更新)の 受け付けをします

この制度は、多久市が発注する小規模で軽易な修繕工事(50万円未満)の受注を希望する方を登録し、市内事業者の受注機会の拡大を図るものです。

■ 登録できる方

市内に主たる事業所を置く方で、多久市に指名参加願いを提出していない方。

ただし次の方は、登録できません。

- ① 契約を締結する能力を有しない方および破産者で復権を得ない方
- ② 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない方
- ③ 市税(国民健康保険税を含む)について未納が無い証明を提出できない方

■ 申請方法

所定の登録申請書に必要事項を記入のうえ、まちづくり部経営統括室まで提出してください。

※登録申請書は多久市ホームページでダウンロードできます。

■ 受付期間

平成22年6月14日～6月25日

※期間を過ぎても随時受け付けますが名簿登載時期が遅くなります。

■ 名簿登載期間

平成22年7月1日～平成24年3月31日

■ お問い合わせ・申し込み

まちづくり部 経営統括室 ☎75-2132

多久消防署から 農家の方へのお願い

これからの季節、麦の刈取り後に麦わらを焼却する方も多いと思われるますが、空気が乾燥した日や風の強い日に焼却すると、火災が起こる危険性が高くなり、焼却中に煙を吸ったり、炎にまかれてやけどを負ったりすることもあります。
麦わら焼却をするときは十分注意しましょう。

焼却時の注意

- ① 風の強い日や空気が乾燥した日は、焼却をしないようにしましょう
- ② 焼却中は、その場を離れないようにしましょう。
- ③ 残り火がないか、十分確認をしてください。
- ④ 焼却中は、煙や炎にまかれないうちに十分注意しましょう。
- ⑤ 建物などに燃え移らないように、十分注意してください。

■ お問い合わせ

佐賀広域消防局
多久消防署
☎75-2191